

# 春日部市ふれあい家族住宅購入奨励事業

【フラット35】地域連携型  
活用可能！！



最大  
30万円  
商品券

申請期限は  
登記完了後  
3ヵ月以内  
です

春日部市内で子世帯と親世帯が近居または同居するために、初めて住宅を取得した世帯に対し、登記費用として司法書士などに支払った額の2分の1※に相当する額（最大30万円）を商品券で交付します。交付する商品券は、春日部市商業協同組合の発行する「市内共通商品券」です。

※制度改正により、令和6年7月1日以降の申請からは、登記費用として司法書士などに支払った額の3分の1

## 世帯要件

- ・ 春日部市内に初めて自分たちが住むための家を取得し、住民登録をしていること
- ・ 子世帯が義務教育修了前の子（妊娠中を含む）を1人以上扶養し、かつ同居していること
- ・ 子世帯が申請する場合は親（申請者の配偶者の親も可）が、親世帯が申請する場合は子が、春日部市に5年以上引き続き住民登録をしていること
- ・ 申請者（同居者も含む）が、市区町村税を滞納していないこと
- ・ 過去に、申請者（同居者も含む）が春日部市ふれあい家族住宅購入奨励事業による商品券の交付を受けたことがないこと

## 住宅要件

- ・ 申請者の名義で所有権保存登記または所有権移転登記をしたこと
- ・ 申請日現在、住宅取得に係る契約後3年以内であること
- ・ 検査済証または確認済証の交付を受けた住宅（新耐震設計基準による耐震性が確保されている住宅）であること
- ・ 居住床面積が55㎡以上であること



## 申請書類

- (1) 『春日部市ふれあい家族住宅購入奨励事業交付申請書』（春日部市ホームページからダウンロード）  
※住宅政策課（市役所本庁舎4階）でも配布しています。
- (2) 子世帯および親世帯全員の『住民票の写し』原本（世帯主との続柄を記載したもの）  
※申請者世帯以外の方からの『住民票の写し』の請求には、委任状が必要です。  
※子世帯が初めて子どもを出産する予定の場合は『母子健康手帳の写し（表紙および「妊娠中の経過」欄に診察の記載・検診履歴等があるページ）』等、出産予定であることがわかる書類が別途必要です。
- (3) 『戸籍謄本』原本等、子世帯および親世帯が親子関係にあることがわかる書類
- (4) 申請者と同居者全員の市区町村税の『納税証明書』（申請年度分および前年度分）原本  
※課税がなく納税証明書が発行されない方は『非課税証明書』（申請年度分および前年度分）原本
- (5) 住宅の登記に要した費用の『領収書』の写し  
※司法書士・土地家屋調査士等の発行者印、申請者名宛名、領収日、金額、登記費用内容の明細が記載されているもの。新しい住宅の登記費用に該当しない項目（滅失登記等）は対象となりません。
- (6) 住宅の『売買契約書』または『工事請負契約書』の写し
- (7) 住宅の『検査済証』または『確認済証』（旧耐震設計基準による住宅の場合は『耐震性が確保されていることがわかる書類』）の写し
- (8) 建物（住宅）の『登記事項証明書』原本（法務局・登記所で発行）  
※住宅の取得に際し土地も取得した場合は、土地の登記に要した費用の『領収書』の写しと、土地の『登記事項証明書』も併せて必要となります。



## 申請の流れ

- ・上記必要書類を揃え、春日部市役所住宅政策課（市役所本庁舎4階、平日 8:30～17:15）に直接ご提出ください。（庄和総合支所ではお預かりできません。）
- ・申請期限は、登記完了後3ヵ月以内です。

（例）4月4日に登記が完了した場合、7月3日が申請期限です。

※ただし、申請期限が閉庁日（土日、祝祭日、年末年始等）の場合、その翌日が申請期限となります。

《注意》

この事業は、上記の申請期限に関わらず、交付予定額が予算額に達した時点で受け付けを終了します。

## 【フラット35】地域連携型について

- ・本事業とセットで利用すると、住宅ローンの金利優遇を受けられる場合があります。
- ・融資契約の際に、春日部市が発行する「地域活性化型利用対象証明書」が必要です。
- ・詳細は「春日部市 フラット35」で検索いただくか、右QRコードから独立行政法人 住宅金融支援機構のホームページをご覧ください。



(独)住宅金融支援機構 HP

## お問い合わせ先

春日部市 都市整備部 住宅政策課（市役所本庁舎4階）

〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

電話：048-736-1111（代表） 048-796-8159（直通）

